

瀬戸内市防火協会会則

制定 昭和36年5月17日
改正 平成7年6月28日
改正 平成15年6月10日
改正 平成16年11月1日
改正 平成22年5月19日
改正 平成27年5月27日
改正 平成29年5月30日
改正 令和2年6月8日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は、瀬戸内市防火協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の連絡協調及び親睦を図り、防火対象物及び危険物に関する法令の徹底、防火知識及び化学知識の向上並びに防火施設の整備に協力し、災害防止に努め、もって公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 消防用設備及び危険物関係法令の遵守徹底及び関係機関よりの指示事項の連絡に関する事項
- (2) 消防用設備及び危険物関係法令の相談及び諸手続きに関する事項
- (3) 防火対象物及び危険物製造所等の新築、新設、改善に関する指導及び協力に関する事項
- (4) 防火管理者及び危険物取扱関係者等の研修、訓練並びに各種刊行物の発刊に関する事項
- (5) 消防用設備及び危険物に必要な書類書式の印刷配布に関する事項
- (6) 火災等の災害予防に関する対策並びに研究及び広報活動に関する事項
- (7) 表彰に関する事項
- (8) その他必要な事項

(事務局)

第4条 本会の事務局は、瀬戸内市消防本部予防課に置く。

第2章 組織及び会員

(組 織)

第5条 本会は、瀬戸内市内において第6条に該当するものをもって組織する。ただし、賛助会員については、瀬戸内市内に限らない。

(会 員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 第一会員 消防法の適用を受ける危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所
 - (2) 第二会員 消防法の適用を受ける遊技場、マーケット、旅館、病院等不特定多数の者の出入りする防火対象物及び工場、倉庫、事務所等を有する事業所
 - (3) 賛助会員 本会の主旨に賛同する事業所等
- (入退会)

第6条の2 本会に入会しようとする者は、所定の申込書に会費を添えて会長に届け出るものとする。退会しようとする者も、所定の届出書を添えて会長に届け出るものとする。ただし、会費に未納のある場合はこれを全納し、既納の会費は返戻しないものとする。

第3章 役員

(会 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名 (会長、副会長たる理事を含む。)
- (4) 監 事 2 名

2 理事、監事は、総会において会員の中より選出する。

3 会長、副会長は、理事の互選とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第9条 役員には報酬は支給しない。ただし実費弁償を受けることができる。

(役員業務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

2 理事は、理事会を構成して協会の事業及び重要事項並びに協会資産の管理等その権限に属する事項を審議する。

3 監事は、会長の命を受けて会計経理を監査する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が推薦する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会議

(会 議)

第12条 会議は、総会及び理事会または役員会とし会長が招集する。

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は特に重要

議事がある場合、会長が招集する。

第14条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の議決及び決算の承認
- (2) 会則の変更
- (3) 役員を選出
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第15条 総会は会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなす。

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

第17条 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決定する。

第18条 理事会は、会長において必要と認めたとき随時招集する。

第19条 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 会則の変更に関する事項
- (3) 協会の事業並びにその他重要な会務に関する事項
- (4) 総会に提出すべき議案
- (5) その他会長において必要と認めた事項

第20条 理事会の会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

第21条 総会並びに理事会に付議すべき事項に関し、会長は状況により書面で理事及び会員に問い、その可否をもって議決に代えることができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第23条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第24条 本会の会費は、毎年理事会において協議し、総会において決定する。

(書類の提出)

第25条 会長は、毎年度末に次の書類を調整して総会に提出しなければならない。

- (1) 収支決算報告書
- (2) 事業の概況報告書

(簿 冊)

第26条 本会に次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費徴収簿

(4) 備品台帳

(5) 会議録

2 前項第2号及び第3号の簿冊の保存期間は、5年とする。

附 則（昭和36年5月17日制定）

第27条 この会則は、昭和36年5月17日から施行する。

第28条 本会の運営並びに事業の執行上必要な細則は、理事会において協議し、総会の議決を経て会長が定める。

第29条 会則は、出席会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則（平成7年6月28日改正）

この会則は、平成7年6月28日から施行する。

附 則（平成15年6月10日改正）

この会則は、平成15年6月10日から施行する。

附 則（平成16年11月1日改正）

この会則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成22年5月19日改正）

この会則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則（平成27年5月27日改正）

この会則は、平成27年5月27日から施行する。

附 則（平成29年5月30日改正）

この会則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この会則は、令和2年6月8日から施行する。

瀬戸内市防火協会会則施行細則

第1条 この細則は、瀬戸内市防火協会会則の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本会に加入しようとする者は、申込書（様式第1号）を、退会しようとする者は退会届（様式第2号）を提出するものとする。

第3条 会費の算定は、次のとおりとする。

1 第一会員(危険物取扱事業所)

(1) 危険物の貯蔵又は取扱い量

A 指定数量の100倍を超えるもの	5,000円
B 指定数量の10倍を超え100倍以下	4,000円
C 指定数量の10倍以下	3,000円

2 第二会員(防火対象物事業所)

(1) 防火対象物の収容人員

A 収容人員が300人以上	5,000円
B 収容人員が100人以上300人未満	4,000円
C 収容人員が100人未満	3,000円

3 賛助会員 3,000円

4 会費は1又は2により算定し、双方に該当する事業所の場合は、その大なる方とする。ただし、会費納入後に事業所の会費算定における事項に変更が生じた場合は、次年度から適用するものとする。

附 則 (平成7年6月28日制定)

この細則は、平成7年6月28日から施行する。

附 則 (平成16年11月1日改正)

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月19日改正)

この細則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則 (平成27年5月27日改正)

この細則は、平成27年5月27日から施行する。

附 則 (令和2年6月8日改正)

この細則は、令和2年6月8日から施行する。